

のぞみの苑居宅介護支援事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人希望の家が開設するのぞみの苑(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援および指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態、要支援状態又は介護予防・生活支援サービス事業対象者にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、事業の提供に当たっては、次の事項に努めるものとする。

- 一 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮すること。
 - 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮すること。
 - 三 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うこと。
- 2 事業の運営に当たっては、関係市町村、関係地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保健施設との連携に努めるものとする。
- 3 事業所は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 のぞみの苑
- 二 所在地 桐生市相生町5丁目493番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 介護支援専門員 6名(常勤5名(管理者兼務1名を含む)・非常勤1名)
介護支援専門員は、事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の内容)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- 一 居宅サービス計画作成
- 二 指定居宅サービス事業者等との連絡調整
- 三 介護保険施設への紹介
- 四 利用者に対する相談援助業務
- 五 その他利用者に対する便宜の提供

(居宅介護支援の提供方法)

第7条 利用者から相談を受ける場所は、利用者の居宅若しくは利用者の指定する場所または事業所内の相談室とする。

- 2 使用する課題分析票の種類は、MDS-HC方式とする。
- 3 サービス担当者会議の開催場所は、利用者居宅若しくは利用者の指定する場所又は事業所内の会議室とする。
- 4 事業所の介護支援専門員は、継続的に利用者の居宅を訪問し、利用者の近況及び居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者の相談にのるものとする。
- 5 指定居宅サービス事業者等からの報告の一部を電子媒体に転記し保管するものとする。

(利用料等)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、「厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。

- 2 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、桐生市、みどり市の区域とする。

(事故発生時の対応)

第10条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。
- 3 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第11条 指定居宅介護支援の提供に係る利用者及びその家族から苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員から質問若しくは照会に応じ、及び

市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第12条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

一 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

二 虐待防止のための指針の整備

三 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の実施

四 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

五 その他虐待防止のために必要な措置

六 虐待の防止に関する担当者の設置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害対策の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第15条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。

- 二 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 三 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(身体拘束等の原則禁止)

第16条 事業所は、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者又は家族に対し、生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その様態及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による身体拘束を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第17条 事業所は、居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- 2 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - 一 採用時研修 採用後3か月以内
 - 二 継続研修 年1回
- 3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 7 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント)

第18条 事業所は指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント事業を関係地域包括支援センターから委託を受け行う。

附 則

- この規程は、平成11年10月1日から施行する。
- この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- この規程は、平成16年8月1日から施行する。
- この規程は、平成17年10月1日から施行する。
- この規程は、平成18年9月1日から施行する。
- この規程は、平成19年2月19日から施行する。
- この規程は、平成21年1月21日から施行適用する。
- この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- この規程は、平成21年5月21日から施行適用する。
- この規程は、平成21年9月1日から施行適用する。
- この規程は、平成22年1月21日から施行適用する。
- この規程は、平成24年4月1日から施行適用する。
- この規程は、平成24年5月21日から施行適用する。
- この規程は、平成24年7月21日から施行適用する。
- この規程は、平成24年12月1日から施行適用する。
- この規程は、平成24年12月21日から施行適用する。
- この規程は、平成25年1月1日から施行適用する。
- この規程は、平成25年1月21日から施行適用する。
- この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- この規程は、平成28年9月29日施行し、8月21日より適用する。
- この規程は、平成28年9月29日施行し、9月21日より適用する。
- この規程は、平成28年11月17日施行し、12月21日より適用する。
- この規程は、平成29年2月25日より施行し適用する。
- この規程は、平成30年4月1日より施行する。
- この規程は、令和元年7月1日より施行する。
- この規程は、令和元年10月1日より施行する。
- この規程は、令和2年4月1日より施行する。
- この規程は、令和3年4月1日より施行する。
- この規程は、令和3年10月1日より施行する。
- この規程は、令和5年6月21日より施行する。
- この規程は、令和6年4月1日より施行する。
- この規程は、令和6年8月1日より施行する。

別 表

1. 介護給付サービスによる利用料金

(1) 居宅介護支援利用料

| サービス内容 | 1月当り利用料金 (法定代理受領時以外) | 介護保険適用時の自己負担額 (法定代理受領時) |
|----------|-------------------------|----------------------------|
| 要介護1・2 | 10,860円 | 0円 |
| 要介護3・4・5 | 14,110円 | 0円 |

(2) 加算項目利用料

| 項 目 | 1月当り利用料金 (法定代理受領時以外) | 介護保険適用時の自己負担額 (法定代理受領時) |
|--|-------------------------|----------------------------|
| 特定事業所加算(Ⅱ) | 4,210円 | 0円 |
| 初回加算 | 3,000円 | 0円 |
| 入院時情報連携加算(Ⅰ) (1月につき) | 2,500円 | 0円 |
| 入院時情報連携加算(Ⅱ) (1月につき) | 2,000円 | 0円 |
| 退院・退所加算(入院中または入所期間中1回を限度) | | |
| 退院・退所加算(Ⅰ)イ | 4,500円 | 0円 |
| 退院・退所加算(Ⅰ)ロ | 6,000円 | 0円 |
| 退院・退所加算(Ⅱ)イ | 6,000円 | 0円 |
| 退院・退所加算(Ⅱ)ロ | 7,500円 | 0円 |
| 退院・退所加算(Ⅲ) | 9,000円 | 0円 |
| 通院時情報連携加算 (1月につき) | 500円 | 0円 |
| 緊急時等居宅カンファレンス 加算(1月に2回を限度) | 2,000円 | 0円 |
| ターミナルケアマネジメント 加算 死亡日及び死亡日前14日以内に 2日以上在宅の訪問等を行った場合 | 4,000円 | 0円 |

3. 交通費

通常の事業の実施地域(桐生市・みどり市)を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収します。

4. 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。